特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名	
8	子ども・子育て支援に関する事務	基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

内灘町は、子ども・子育て支援に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じることにより、個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

なし

評価実施機関名

内灘町長

公表日

令和4年3月11日

[平成31年1月 様式2]

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務							
①事務の名称	子ども・子育て支援に関する事務						
②事務の概要	・子ども・子育て支援法その他関係法令に基づき、保育所等の入所に関して、保育所等を利用する支給認定者の管理、利用者負担額(保育料等)の決定及び納付管理、施設等への給付費の支給情報管理等を行う。 ・本事務における特定個人情報ファイルは、以下の事務に利用する。 ①就学前児童に係る入所申込等の受理 ②申込等に係る書類審査及び入所選考 ③入所決定及び利用者負担額(保育料等)の決定 ④保育所入所承諾書、保育料決定通知書の送付 ⑤口座振替等による保育料の徴収、滞納管理 ・番号法別表第二に基づき、情報提供に必要な情報を「副本」として装備した中間サーバーを介して情報提供ネットワークシステムに接続し、各情報保有機関が保有する特定個人情報の照会と提供を、符号を用いて行う。						
③システムの名称	(1)子ども子育て支援システム(2)収納管理システム(3)滞納管理システム(4)団体内統合利用番号連携サーバー(5)中間サーバー						

2. 特定個人情報ファイル名

- (1)児童台帳情報ファイル
- (2)収納情報ファイル
- (3)滞納情報ファイル
- (4) 口座情報ファイル
- (5)宛名情報ファイル

3. 個人番号の利用

法令上の根拠 番号法第9条第1項及び別表第一の94の項

4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携

①実施の有無	<選択肢> 1)実施する 2)実施しない 3)未定
②法令上の根拠	番号法第19条第7号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二 【情報提供】なし 【情報照会】 第一欄(情報照会者)が「市町村長」の項のうち、第二欄(事務)に「子ども・子育て支援法による子どものための教育・保育給付の支給又は地域子ども・子育て支援事業の実施に関する事務」が含まれる項(116の項)

5. 評価実施機関における担当部署

①部署	町民福祉部子育て支援課
②所属長の役職名	課長

6. 他の評価実施機関

7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求

<mark>請求先 総務部総務課 〒920-0292 石川県河北郡内灘町字大学1丁目2番地1 1E076-286-6720</mark>

8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ

<mark>連絡先 町民福祉部子育で支援課 〒920-0292 石川県河北郡内灘町字大学1丁目2番地1 社076-286-6726</mark>

Ⅱ しきい値判断項目

1. 対象人数							
評価対象の事務の対象人数は何人か		[1,000人以上1万人未満]			<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上		
	いつ時点の計数か	令和4年1月1日 時点					
2. 取扱者数							
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上かいつ時点の計数か		[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上	2) 500人未満	
		令和4年1月1日 時点					
3. 重大事故							
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人 情報に関する重大事故が発生したか		[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり	2) 発生なし	

Ⅲ しきい値判断結果

しきい値判断結果

基礎項目評価の実施が義務付けられる

Ⅳ リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類							
 2)又は3)を選択した評価実施	項目評価		重点項目評	価書又は全項	<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び 3) 基礎項目評価書及び 項目評価書及び 項目評価書のである。	「全項目評価書	
されている。	+ +n +n //	+ 1 = +	A selection of	1 7 + BA /			
2. 特定個人情報の入手(*	育報提供	ネットワークシステ	ムを通じ7	こ人手を除く			
目的外の入手が行われるリ スクへの対策は十分か	[十分である]		<選択肢> 1)特に力を入れている 2)十分である 3)課題が残されている		
3. 特定個人情報の使用							
目的を超えた紐付け、事務に必要のない情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]		<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている		
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]		<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている		
4. 特定個人情報ファイルの	取扱い	の委託			[0]委託しない	
委託先における不正な使用 等のリスクへの対策は十分か	[]		<選択肢> 1)特に力を入れている 2)十分である 3)課題が残されている		
5. 特定個人情報の提供・移転	(委託や	情報提供ネットワーク	クシステムを	を通じた提供を]提供・移転しない	
不正な提供・移転が行われる リスクへの対策は十分か	[]		<選択肢> 1)特に力を入れている 2)十分である 3)課題が残されている		
6. 情報提供ネットワークシ	ステムと	の接続		[]接網	売しない(入手) [O]接続しない(提供)	
目的外の入手が行われるリ スクへの対策は十分か	[十分である]		<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている		
不正な提供が行われるリスク への対策は十分か	[]		<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている		
7. 特定個人情報の保管・済	持去						
特定個人情報の漏えい・滅 失・毀損リスクへの対策は十 分か	[十分である]		<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている		
8. 監査							
実施の有無	[0]	自己点検	[]	内部監査	[] 外部監	查	
9. 従業者に対する教育・啓	発						
従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている]		く選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている	ている	

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
	I 関連情報 3. 個人番号の利用 法令上の根拠	番号法第9条第1項 別表第一 94項 平成26年内閣府·総務省令第5号 未制定	番号法第9条第1項及び別表第一の94の項	事後	
□ 〒和4年3月11日	番号法第19条第7号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二 【情報提供】なし 【情報照会】第一欄(情報照会者)が「市町村長」の項のうち、第二欄(情報照会者)が「市町村長」の項のうち、第二欄(事務)に「子ども・子育て支援法による子どものための教育・保育給付の支給又は地域子ども・子育て支援事業の実施に関する事			事後	
	Ⅱしきい値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か	平成31年3月31日 時点	令和4年1月1日 時点	事後	
	II しきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	平成31年3月31日 時点	令和4年1月1日 時点	事後	